

# 「域学連携」地域づくり活動に対する特別交付税措置について

地方公共団体が、大学・大学院・短期大学・高等学校・高等専門学校（「大学等」という）と連携して行う地域おこしに係る取組に対する支援を目的として、活動に要した経費のうち地方公共団体負担分に対して特別交付税措置※（22年度から）

※特別交付税に関する省令（最終改正：平成23年3月11日総務省令第16号）第4条第1項第1号の表中第45号及び第5条第1項第3号のイ表中第39号を参照

## 対象事業

地方公共団体が大学等と連携して行う地域おこしに係る実践活動（以下、「実践活動」）に係るものであり、単発的・一過性の取組や単なる委託調査事業ではなく、以下の要件をいずれも満たす取組

- ①学校教育活動の一環として行われる取組であること
- ②地方公共団体、大学等（教員及び学生）、その他地域住民や地域づくり団体等が継続的に参画して実施する地域おこしに資する取組であること

## 対象経費を特別交付税措置 ※算定額＝対象経費×0.8（算入率）×財政力補正

地方公共団体と大学等の両者が負担しているものであって、そのうち地方公共団体が一般財源から支出した以下の経費（市町村の負担に対して都道府県が補助金等を交付した場合を含む）

- 教員など実践活動関係者に係る宿泊費（学生の宿泊費については、会館等で宿泊するための寝具等のレンタル料、農家民泊のために農家に支払う謝金等）
- 実践活動に係る旅費（教員、地方公共団体職員など実践活動関係者による事前調査・打合せに係る旅費、現地調査に係る旅費等）
- 借損料（バスその他の車輛や備品等の借上げ料等）
- 講演会、研修会、活動結果報告会などの開催に要する会場費、機材借上費
- 実践活動に要する消耗品費
- 実践活動に係る資料作成費（報告書作成費） など

## 特別交付税の対象となった主な事例

### 地域おこし・地域活性化関係

- ・地域資源の掘り起こしと活用に関する調査研究
- ・地域の食材を活かした料理レシピ集の開発
- ・学生による農作業体験を通じたゼミの研究テーマの探求
- ・地域ブランド、特産品の共同開発
- ・観光資源のブランド化を目的とした地域資源マップの作成
- ・空き店舗を活用したギャラリーカフェでの住民との交流、市街地活性化の検討

### 健康・福祉関係

- ・高齢者施設での介護ボランティア、小中学校の行事のサポート、地域行事のボランティアの実施
- ・介護、社会福祉を学ぶ学生による高齢者とふれあい交流体験の実施

### 教育・文化・スポーツ関係

- ・町内中学校を対象とした環境学習等のサポート授業の実施
- ・キッズ・アントレプレナーシップ教育（大学と市が連携した子ども起業塾の実施）

### ICT関係・その他

- ・無線LANネットワークの有効活用（情報ネットワーク研究及び地域の情報発信による活性化策に関する研究）
- ・インターンシップ事業としての学生受入（地域活動の体験、課題・問題等の洗い出しの実施）